

## 一戸町告示第 28 号

一戸町運輸事業者運行支援緊急対策給付金支給要綱（令和 6 年一戸町告示第 21 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 13 日

一戸町長 小野寺 美 登

### 一戸町運輸事業者運行支援緊急対策給付金支給要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、エネルギー価格高騰の影響を受けている町内貨物自動車運送事業者の経営の継続を支援し、地域経済の維持を図るため、予算の範囲内において、臨時的な措置として実施する一戸町運輸事業者運行支援緊急対策給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、一戸町補助金交付規則（昭和 39 年一戸町規則第 1 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定するものをいう。
- (3) 自動車検査証 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条に定める自動車検査証をいう。

（給付金の支給対象者）

第 3 条 給付金の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日時点で、貨物自動車運送事業に必要な許可、認可又は届出の全てを有し、町内で当該貨物自動車運送業を継続して営んでいること。
- (2) 町内に事業所を有する中小企業者であること。
- (3) 町税の滞納がないこと。
- (4) 一戸町暴力団排除条例（平成 27 年一戸町条例第 19 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等でないこと。

（給付金の支給対象車両）

第4条 給付金の支給対象車両は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日時点で、現に営業用として保有する被けん引車を除くトラック等(貨物軽自動車を含む。)
- (2) 自動車登録番号標又は車両番号標に記載されている地名が「岩手」である車両
- (3) 自動車検査証記載の保管場所が一戸町内である車両
- (4) 岩手県以外の他の自治体から同様の支援の対象となっていない車両  
(給付金の額等)

第5条 給付金の額は、支給対象車両1台当たり21,000円とする。

- 2 給付金の支給は、1会計年度につき支給対象者1人当たり1回とする。  
(給付金の支給申請)

第6条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、一户町運輸事業者運行支援緊急対策給付金申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長が別に定める期間内に、町長に提出しなければならない。

- (1) 支給対象車両一覧(様式第2号)
  - (2) 支給対象車両全てに係る自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項を添付すること。)の写し(様式第2号の通番を記入すること。)
  - (3) 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業にあつては貨物自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可書(又は認可書)の写し、貨物軽自動車運送事業にあつては国土交通大臣への届出書の写し
  - (4) 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類のうち、いずれか一つ
    - ア 履歴事項全部証明書の写し
    - イ 直近決算に係る法人事業概況説明書の写し
    - ウ 直近決算に係る法人町民税申告書の写し
  - (5) 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類のうち、いずれか一つ
    - ア 申請年度の前年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の写し
    - イ 申請年度の町民税の申告書の写し
  - (6) 振込先通帳等の口座番号、口座名義人(フリガナ)記載部分の写し
  - (7) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、岩手県の運輸事業者運行支援緊急対策支援金(第5弾)の支給決定を受けた者(申請内容が異なる場合を除く。)は、前項第1号から第5号までを省略することができる。その場合、岩手県に提出した運輸事業者運行支援緊急対策支援金申請書兼請求書の写し(前項第1号及び第2号に相当する書類を含む。)及び岩手県から発行された運輸事業者運行支援緊急対策支援金支給決定通知書の写しを添付するものとする。
  - 3 町長は、前2項による申請書及び書類に不備があるときは、期限を定めて、その補正を求めることができる。

(給付金の支給決定等)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、給付金を支給するものと決定したときは、一戸町運輸事業者運行支援緊急対策給付金支給決定通知書(様式第3号)により、給付金を支給しないものと決定したときは、一戸町運輸事業者運行支援緊急対策給付金不支給決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項による給付金の支給決定を通知したときは、当該通知をした日に申請者から給付金の請求があったものとみなし、給付金を支給するものとする。

(給付金の返還等)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に定める支給対象者の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為により給付金の支給を受けたとき。
- (3) その他町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により給付金の支給の決定を取り消した場合において、既に給付金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長することができる。

(延滞金)

第9条 申請者は、前条の規定により給付金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付の額を控除した額)に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を町に納付しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和8年3月31日限り、廃止する。

附 則 (令和7年2月13日一戸町告示第28号)

(施行期日)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

一戸町長 様

住 所

事 業 者 名

代表者氏名

印

電 話 番 号

## 一戸町運輸事業者運行支援緊急対策給付金申請書兼請求書

一戸町運輸事業者運行支援緊急対策給付金支給要綱による給付金の支給を受けたいので、要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

また、本書類の提出をもって、貴職が町税納付状況を調査することについて同意します。

## 記

- 1 事業用に所有している車両（自動車検査証記載の保管場所が一戸町内である車両のみ対象）

| 区分                 | 事業用に所有・使用する車両の数（A） |   |
|--------------------|--------------------|---|
| トラック・運送事業（貨物自動車運送） | 緑（黒）ナンバーのみ         | 台 |

- 2 給付金申請額 金 \_\_\_\_\_ 円 （※（A）×21,000 円）

- 3 振込先

|       |  |              |
|-------|--|--------------|
| 金融機関名 |  | 口座種別（いずれかに○） |
| 支店名   |  | 普通 ・ 当座      |
| フリガナ  |  |              |
| 口座名義  |  |              |
| 口座番号  |  |              |

様式第2号（第6条関係）

## 支給対象車両一覧

事業者名

( / 全 枚)

[illegible][illegible]

様式第3号（第7条関係）

指令 第 号  
年 月 日

様

一戸町長

一戸町運輸事業者運行支援緊急対策給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった一戸町運輸事業者運行支援緊急対策給付金について、下記のとおり支給することに決定したので、一戸町運輸事業者運行支援緊急対策給付金支給要綱第7条の規定により通知します。

記

給付金支給決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第 4 号（第 7 条関係）

指令 第 号  
年 月 日

様

一戸町長

一戸町運輸事業者運行支援緊急対策給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった一戸町運輸事業者運行支援緊急対策給付金について、下記のとおり不支給とすることに決定したので、一戸町運輸事業者運行支援緊急対策給付金支給要綱第 7 条の規定により通知します。

記

給付金不支給決定の理由